

バナナ通信

第55号

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～

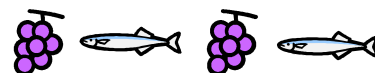


今号の内容：定款変更が必要となります！

- 2頁 「貸借対照表の公告」のご準備を！
- 3頁 貸借対照表の公告方法の記載例
- 4頁 貸借対照表の公告はいつから？



助成金情報



◇詳細は各団体へ直接お問い合わせするか、各団体のホームページをご覧ください

『2018年度年賀寄附金配分団体の公募』

〔対象事業〕

社会福祉、青少年健全育成、環境保全、被災者支援、文化財保護等

〔応募期間〕2017年9月11日～11月10日(金)消印有効

〔助成金額〕上限500万円

〔応募対象〕

公益財団法人、一般社団法人、NPO法人等

〔問い合わせ・申込み先〕

日本郵便株式会社 総務部内 年賀寄附金事務局
TEL:03-3504-4401

詳細は下記参照

<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

『麒麟・地域のちから応援事業』

〔対象事業〕

地域やコミュニティを元気にする活動

〔応募期間〕

2017年9月12日(火)～10月31日(火)消印有効

〔助成金額〕30万円/1団体

〔応募対象〕

4人以上のメンバーが活動する団体・グループ
であること(法人格問わず)

〔問い合わせ・申込み先〕

公益財団法人麒麟福祉財団 (担当:山形・小松代)

TEL:03-6837-7013

詳細は下記参照

<http://www.kirinholdings.co.jp/foundation/>

沖縄県内NPO法人559法人(9月30日現在)

沖縄県内認定NPO法人5法人(9月30日現在)

法人設立認証縦覧中の団体
1団体(9月30日現在)

解散法人 累計111団体(9月30日現在)
認証取消 累計56団体(8月31日現在)

発行日:平成29年10月10日

発行:沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>



**「貸借対照表の公告」のご準備を**～ **全法人が対象です** ～

**法改正により、毎事業年度終了後、「貸借対照表の公告」を
することが義務となります。 定款変更をしてください！**



「公告の方法」を変更する場合には、定款変更の届出が必要です。

貸借対照表の公告までの流れ

- 手順1. 貸借対照表の公告方法の検討
 手順2. 社員総会での定款変更の議決
 手順3. 定款変更届を所轄庁に提出

提出書類

① 定款変更届書 1部	② 変更後の定款 2部
③ 議事録の写し 1部（総会議事録のコピーに原本証明したもの）	

手順4. 貸借対照表の公告

※定款の変更記載例は、P.3 参照。

**貸借対照表の公告方法**

貸借対照表の公告の方法を、以下の4つのいずれかで行います。
 下記より公告の方法を**選択**してください。

公 告 の 方 法		掲載回数 ・期間	法第 28 条 の第 1 項
1	官報に掲載する方法 <掲載は 有料 です。72,978 円～。> ※官報へ公告掲載する際は、 官報販売所へ申込んでください。 詳しくは、沖縄県官報販売所(098-867-1726)へお尋ねください。	1 回	第 1 号
2	日刊新聞紙に掲載する方法 <掲載は 有料 です。> ※新聞に公告掲載する際は、各新聞社等に申込んでください。	1 回	第 2 号
3	電子公告：インターネット上のウェブサイト公告事項に掲載する方法 ※不特定多数の者が無料で、かつ事前の登録やパスワードの入力なし に閲覧できるインターネット上のウェブサイトを指定してください。 <例> NPO法人のホームページや内閣府NPO法人ポータルサイト 等	5 年掲載	第 3 号
4	不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することが できる状態に置く方法 ※法人の主たる事務所の 誰もが見やすい場所や、掲示場 へ掲示する 方法	1 年掲載	第 4 号

※ 遅くとも2号施行日(平成30年10月1日)までに定款変更の手続きを行ってください。

※「解散」、「清算中の破産手続き開始」に係る公告は、これまでどおり**官報**で行う必要があります。

(特定非営利活動促進法第 31 条の 10 第 4 項、第 31 条の 12 第 4 項)

「貸借対照表の公告方法」に係る定款記載例

(例) 定款変更前

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(例) 定款変更後

(公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、……に
掲載して行う。

(注意！：官報での公告について)

- ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第 31 条の 10 第 4 項)
 - ②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第 31 条の 12 第 4 項)
- 上記①②は、官報での公告が義務づけられていますので、定款の「公告の方法」から「官報」による方法を削除しないでください。



法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告方法については、下記を参考に「ただし書き」で追加、変更してください。

公告方法	「ただし書き」の記載例
第 1 号 (官報)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。
第 2 号 (日刊新聞紙)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 3 号 (電子公告) (注 1)	【記載例 1: 法人のホームページを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
	【記載例 2: 内閣府 NPO 法人ポータルサイトを選択する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。
	【記載例 3: 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
第 4 号 (主たる事務所の公衆の見やすい場所)	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(注 1: 電子公告について) 公告を掲載するインターネット上の場所を具体的に定款に決めてください
例: 「この法人のホームページ」、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」等

【記載例】 良い例 ○ ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
悪い例 × ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告で掲載して行う。

(注 2: 複数の手段による場合)

複数の手段により公告することは可能ですが、「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定できないため適切ではありません。

【記載例】 良い例 ○ ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
悪い例 × ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載又はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。



いつ時点の貸借対照表から公告が必要ですか？

回答: 2号施行日以降です。2号施行日を平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。この場合、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)についても公告する必要があります。

◆ 特定貸借対照表の公告について(平成30年10月1日施行予定の場合) ◆

※公告の開始時期: 特定貸借対照表を作成後、遅滞なく公告してください。

決算の時期		3月決算の場合	9月決算の場合	12月決算の場合
公告する貸借対照表		平成31年3月決算分	平成30年9月決算分	平成30年12月決算分
対象事業期間		(H30.4.1~H31.3.31)	(H29.10.1~H30.9.30)	(H30.1.1~H30.12.31)
経過措置	公告する 特定 貸借対照表	平成30年3月決算分	平成29年9月決算分	平成29年12月決算分
	対象事業期間	(H29.4.1~H30.3.31)	(H28.10.1~H29.9.30)	(H29.1.1~H29.12.31)
	資産の総額の登記	登記が必要	登記が必要	登記が必要

今回の法改正のうち、貸借対照表の公告についての概要

平成28年6月7日に特定非営利活動促進法(以下「NPO法」)が一部改正されました。

今回の法改正で、**NPO法人には、前事業年度の貸借対照表の公告が義務づけられました。**

その施行日は、「公布の日(平成28年6月7日)から2年6カ月以内において別途政令で定める日」(以下「2号施行日」となっており、2号施行日以後は、貸借対照表の作成後、遅滞なく公告しなければなりません。(2号施行日は平成30年10月1日予定)

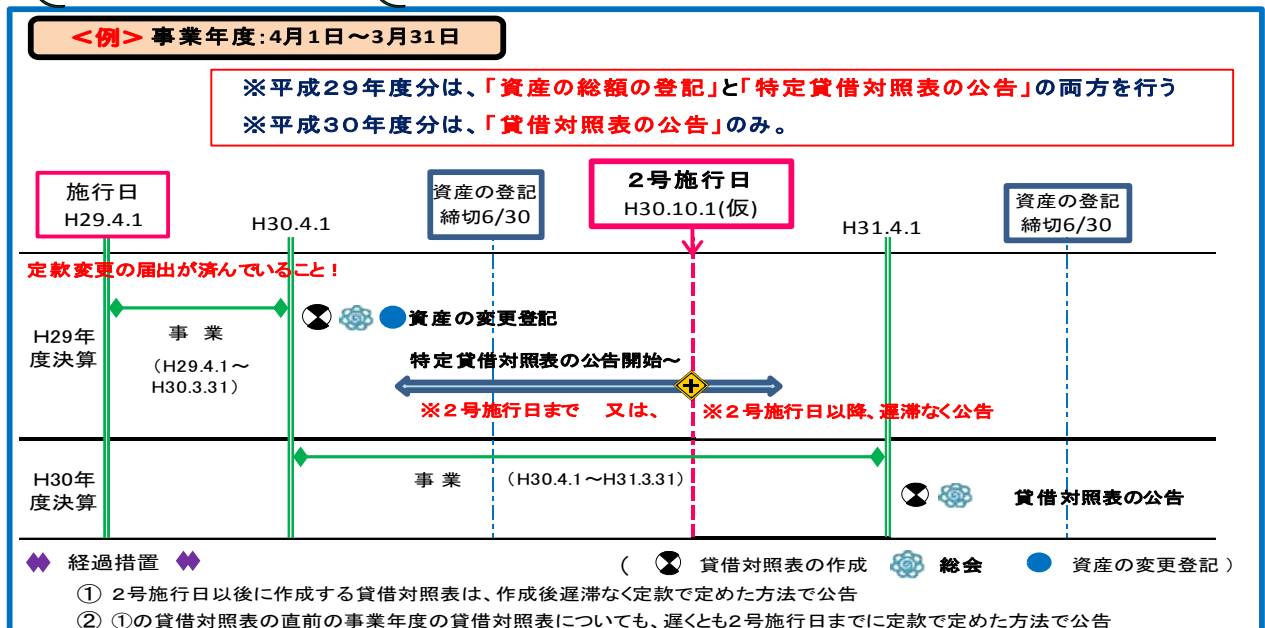
また、2号施行日までの間は、「資産の総額」の登記とともに、それまでに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のものについても公告をする必要があります。

☆Point☆

これまで、法人の財務状況を広く周知するために、法務局において「資産の総額」を毎年登記することが義務づけられていました。2号施行日以後は、法人自身が「貸借対照表の公告」を行うことで、毎年の変更登記申請が不要となり、事務負担軽減等が図られます。



経過措置の適用例



※「貸借対照表の公告」をするには、まず、定款記載の公告方法について変更の手続きを行う必要があります。
 ※なお、貸借対照表の公告を怠った場合は、20万円以下の過料の対象となります。